

# 遊休農地利活用促進事業

## 目的

遊休農地の農地としての継続的な利用を促進する。

## 1 事業概要

現に耕作されていない農地（遊休農地）について、中間管理機構に貸出の意思表示をすることで農地の利用上の権利設定を容易にする。

担い手が決定するまで、いつでも営農再開ができるよう、農地の維持管理を地域の主体等により実施する。

## 2 事業主体

- ・ 補助対象農地の所有者から委任を受けたもの
- ・ 補助対象農地を適切に管理するための計画があるもの
- ・ 農地利用最適化推進委員が認めたもの

## 3 補助条件

- ・ 農地中間管理機構の借受農用地リストに掲載
- ・ リストの農地が30アール以上のまとまりのある地域
- ・ 事業対象農地（遊休農地）が10アール以上
- ・ 年2回以上の維持管理作業を実施（※例外あり）

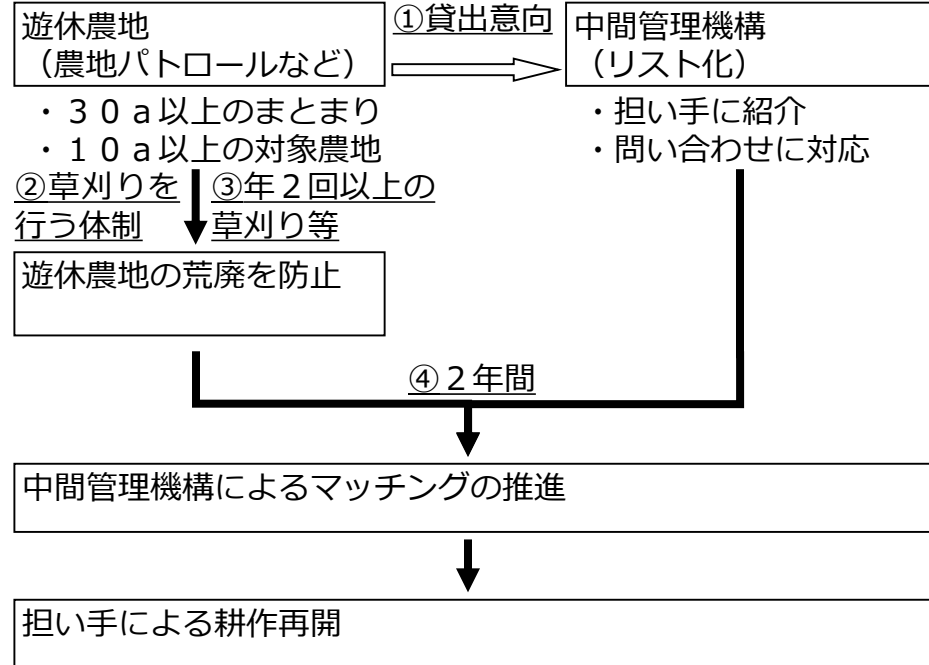
## 4 補助金額

- ・ 10アールあたり5千円

### 農地中間管理機構とは？

- ・ 農地の出し手と受け手をつなぐ農地の中間的な受け皿として県知事が指定する法人です。
- ・ 広島県では一般社団法人広島県森林整備・農業振興財団が指定を受けています。
- ・ 市町、農業委員会、JA等と連携・協力して農地の貸し借りを進めていきます。
- ・ 公的機関なので安心して農地を貸し出すことができます。

## 5 事業イメージ



### お問い合わせ先

720-8501  
福山市東桜町3番5号  
福山市経済環境局経済部農地課  
084-928-1177